

合併閾連議案を議決

久留米市町村臨時議会

8月23日の合併協定の調印を
受け、佐久市、臼田町、浅科村、望

月町では、同月30日に臨時議会が開催されました。臨時議会では、市町村合併関連の4議案について市町村長より提案が行われ、原案どおり議決されました。

議決事項（要約）

- 1 佐久市の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。

2 南佐久郡白田町の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。

3 北佐久郡浅科村の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。

4 北佐久郡望月町の財産は、すべて新たに設置する「佐久市」に帰属させる。

議会の議員の定数に関する協議について
新たに設置する「佐久市」の議会の議員の定数は、34人とする。

員会の選挙による委員として在任する。

第1号の規定を適用し、平成17年5月19日まで、引き続き新たに設置する「佐久市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

議会の議員の定数に関する協議について

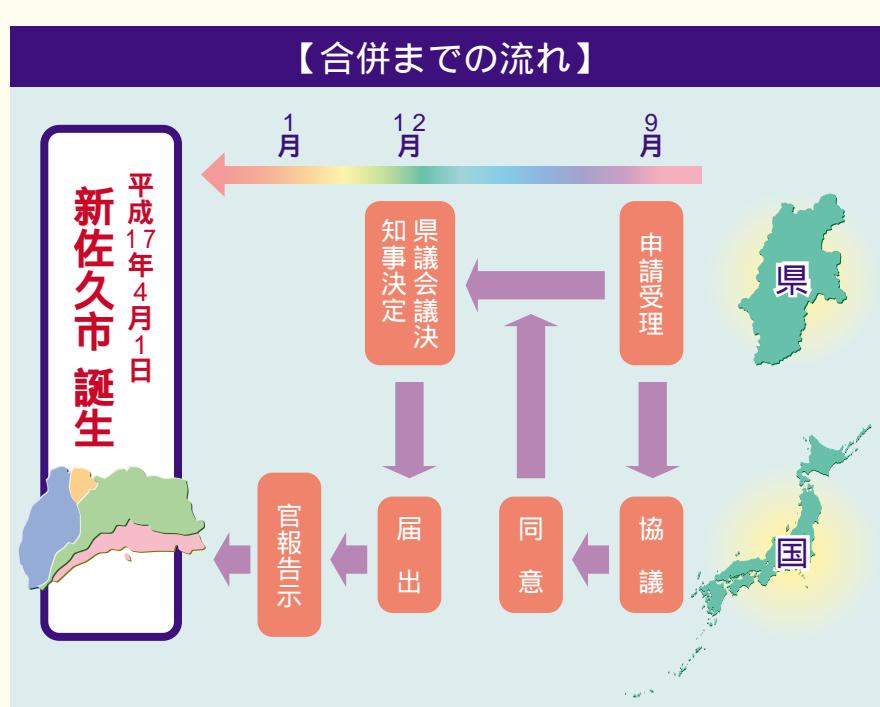
て 農業委員会の委員の任期に関する協議について

佐久市、南佐久郡白田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町の廢置分合について

地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町を廃し、その区域をもつて新たに「佐久市」を設置することを長野県知事に申請する。

者は、合併特例法第8条第1項

4市町村議会にて合併関連議案が議決されましたので、9月中旬に、4市町村長より長野県知事に対し、合併申請を行います。



合併申請をすると…

申請を受理した長野県は、国へ協議を行うことになります。
そして、国の同意を得ると、県議会の議決を経て知事が決定し、
国への届出をします。
これを受けて、国は告示を行い、平成17年4月1日、新市の
発足となります。